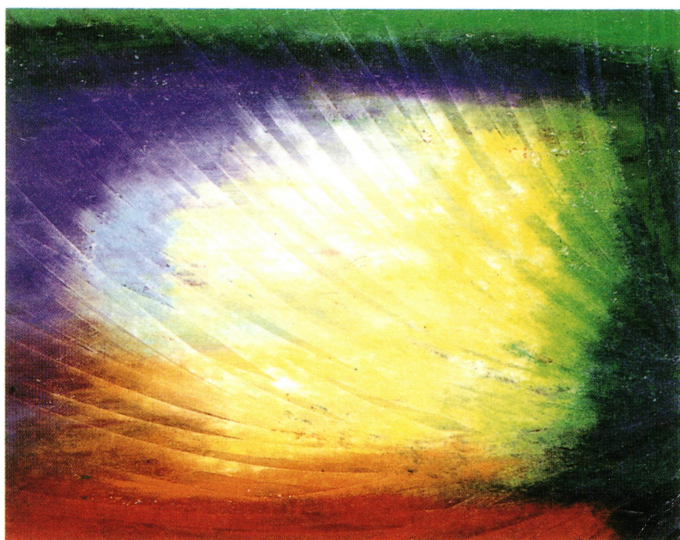


自分を愛するように

—教会におけるハラスメントを防止するために—



日本聖公会

日本聖公会ハラスメント防止宣言

日本聖公会第 59（定期）総会
決議第 12 号

すべての人は、神の似姿として命を与えられた
かけがえのない存在です。その一人ひとりの尊厳
は、誰からも侵害されたり傷つけられたりするこ
とがあってはなりません。日本聖公会は、人の尊
厳を侵害したり傷つけたりするあらゆるハラス
メントを許さず、その防止に取り組むことを宣言
します。

2012 年 5 月

発行にあたって

日本聖公会 首座主教 ナタナエル 植松 誠

2006年5月に開催された日本聖公会第56（定期）総会で、管区に女性に関する課題の担当者を置くことと、各教区にセクシュアル・ハラスメント防止機関ならびに相談窓口を設置するためのモデルを策定することが決議されました。この決議の背景には、京都教区で起きた聖職者による性的虐待行為があり、二度とこのようなことが起こらないようにとの願いがありました。選任された女性に関する課題の担当者は、その後、ハラスメント防止のためのモデルを策定し、各教区でもハラスメント防止委員会や相談窓口の設置などにつとめてきました。その過程において、神の愛を伝える教会で、人間の尊厳を否定し、身体と心に深い傷を負わせるハラスメントがセクシュアル・ハラスメント以外にもいろいろあることに気付かされてきました。私たちが持っている差別意識や偏見が、教会という福音宣教共同体の中であっても、人を傷つけないがしろにする行為や意識を引き起こしてしまうことを私たちは率直に認め、それらに対して弛まぬ学びと研鑽を続けていかななくてはならないと思います。このブックレットが、そのための良き教材となりますよう祈ります。

このブックレットを用いていただくにあたって

- ハラスメントとは、相手の意に反する言動によって相手の心や身体を傷つけることで、からかいや嘲笑、服従の強要といったことから、性的虐待や身体的暴力といった幅広い言動が含まれることが想定されます。たとえ軽微に見えることであっても、それが相手の尊厳を傷つけることであればハラスメントであり、私たちはそれらすべてを防止する対象として考えています。
- ハラスメントは、力の差のあるところどこにでも起り得るもので、教会にも起り得ます。
- このブックレットでは、まず「はじめに」で、教会につながる私たちが、ハラスメントの課題をどう捉えるのか、ということを考えようとしています。続くⅠ章では、さまざまな事例を、Ⅱ、Ⅲ章では、いくつかの対応のあり方や教会全体でどのように防止していけばいいのかを提案しています。またⅣ章では、聖書の中で、人間の苦しみがどのように表現され、神が痛んでいる人々にどのように伴い、関わっておられるのかを考察しています。

- このブックレットを皆様の教会での学びや話し合いの材料に使っていただけたらと思います。どこから読んでいただいてもかまいません。ハラスメントの課題を遠ざけるのではなく、共有することが、ハラスメントを起こしにくい、風通しのいい共同体をつくっていくために大事なことだと私たちは考えています。

- ハラスメントの防止は、私たちにとって緊急の課題であると同時に、息の長い取り組みが必要な大切な課題です。このブックレットは、教会で始まったばかりのこの課題に気づくためのたたき台であり、取り組んでいくための試みの一つです。今後もより良い学びのための工夫や経験を積み重ねていきたいと思っています。どうぞご意見や感想をお寄せ下さい。

日本聖公会 女性に関する課題の担当者

自分を愛するように

—教会におけるハラスメントを防止するために—

目 次

日本聖公会ハラスメント防止宣言	1
発行にあたって	2
このブックレットを用いていただくにあたって	3
□はじめに　　これからの教会に向かうために	6
第Ⅰ章　ハラスメントって？　～定義・さまざまなケースから	10
第Ⅱ章　「被害者」・「加害者」・「第三者」になったとき 私たちはどうすればいいのか？	27
1　あなたがハラスメントの被害を受けたら	
2　あなたが訴えられたら	
3　ハラスメントの被害相談を受けたら	
4　ハラスメントを見聞きしたら	
第Ⅲ章　ハラスメントを教会全体で防止していくために	36
第Ⅳ章　教会・福音・ハラスメント	40
付記　各教区の相談窓口等	47
参考文献	53

□ はじめに

これからの教会に向かうために ～ハラスメント防止は教会の宣教課題～

<今日の社会の中で>

人は誰でも子どものときから、それぞれの環境や経験を与えられ、それぞれの個性を持った人格として成長していきます。「個性」の中には、歴史的・民族的な背景を含めて、一人一人の持つあらゆる多様性が含まれています。それらすべてを神の創造の中にある多様な豊かさとして受け入れ、互いを祝福されるべきものとして尊重し合うことができたなら、大きな喜びであり、恵みなのではないでしょうか。神への感謝と賛美は、そのような豊かな経験の中でこそ、絶えず新たにされるだろうと考えます。

グローバル（地球規模）であり、またローカル（地域社会的）なこの時代にあって、わたしたちの身の回りにも想像以上の多様な生き方が生まれてきています。これからの時代、わたしたちに求められているのは、これらの新しい多様性を受けとめ、神の憐れみと愛に根ざした豊かに開かれた生き方をもって、イエスをとおして与えられた福音に応答することです。そして、神はかならず、わたしたちが福音を真実に生きようとする力を、あふれるほどに与えてくださいます。教会は、この時代における「神の国のしるし」としての役割を果たすように召されているからです。

ところで、今日の時代を支配している社会と文化は、わたしたちの生活に、どんなあり方を要求しているのでしょうか。

- ・性別、能力、学歴、地位、国籍、力等による差別化の激しい社会で、競争的に生きること
- ・容姿、体型など、外見を過度に問題にする社会で、人から受け入れられるように生きること
- ・さまざまな上下関係の中で支配 - 被支配的な関係を作り出し、その外側の人を排除する力が働いている社会で、現状を受容して生きること

このように、今日の社会はますます非寛容な弱肉強食の社会へと進み、わたしたちに個性を主張しないで生きingことを求めているように思われます。では、教会はそれに対してどんなメッセージを発信できるでしょうか。

- ・神が創造された個性ある人間を、その背景も含めて祝福し合う関係
- ・それぞれの人間に与えられたユニークな価値への気づきを成長させる関係
- ・思いやりと分かち合いによって、新しい交わりを作り出す創造的な関係

今日の教会においては、このような関係を作り出すことが大切な働きとなります。ハラスメントは一人一人の個性や価値を軽視することから生まれ、よりよい関係づくりを阻害するものですから、わたしたちが宣教を推し進めていくためには、この問題についての理解を深め、けっしてハラスメントを起こすことがないよう防止につとめる必要があります。

<今日の教会で>

「教会は神への信仰に基づく共同体である以上、教会の中には

一般社会で起こっているような差別や人権侵害はあってはならないし、あるはずがない」わたしたちの中には、このような「観念」があるかもしれません。しかし残念ながら、伝統的な上下関係、性別役割分業意識などが強く残っている日本の文化の中で、教会の中でも社会的な規範がわたしたちのあり方を規定している面があります。また、教会の中には長年にわたって作り上げられた権威主義的な構造があり、組織を守ろうとする傾向があることも事実です。

さらに、「キリスト者はどんなときにも人を赦すのが当然」という一般的な考え方があります。そのために、被害を受けて訴え出た人が「非教會的」「非信仰的」として非難され、逆に加害者のようにとらえられることさえ起こりかねません。「被害者」と「加害者」を特定することから、周囲の環境が悪化し、断絶する可能性、さらに誤解や対立、分裂が起こる可能性もあります。具体的なハラスメントの問題を考える上で、教会には多くの乗り越えるべき課題があります。

<福音の再発見に向けて>

50年ほど前から、世界の教会の中で、教会の教えや伝統、慣習の見直しやとらえなおしの運動が進められてきました。カトリック教会では1960年代の第二ヴァチカン公会議から始まり、続いてラテン・アメリカを中心とした解放の神学運動、韓国の民衆神学運動、アメリカの黒人神学運動などが世界各地で起こってきました。日本でも、しょうがい者の神学、被差別少数者の神学、女性神学など、弱い立場に置かれた人々の側からキリスト教の福音をとらえなおす試みが続けられています。それらに共通している

ことは、社会的・歴史的な文脈の中で、福音をとらえなおし、神に創造された人間にとっての尊厳と正義を回復することです。

神は世界と人間を創造され、「共に生きるもの」として祝福されました。世界を創造された神を信じるという信仰告白には、人間が相互に助け合う関係の中に成長することを神は望んでおられる、という理解が含まれています。しかし残念なことに、人間は与えられた関係を利用したり、ゆがめたり、破壊したりしてきました。わたしたちが「共に生きる関係」として関係を作り直すためには、これまでの教会という組織のあり方、人とのコミュニケーションのあり方を見直すことが必要になるでしょう。そして、イエス・キリストを希望の根拠として示し、人間の尊厳を回復し正義を実現するために、弱い立場に置かれた人々の側に身をおくことによって、福音から新しいメッセージを聞き取ることができるのではないのでしょうか。

第 I 章 ハラスメントって？

・・・さまざまなケースから

□ ハラスメントの定義

ハラスメントとは、相手の望まない言動によって相手の心や身体を傷つけることを言います。性別や人種、国籍、信条、職業、社会的地位、性的指向、あるいは、人格に関わる事柄についての言動や態度によって相手に不利益を与え、その人の尊厳を傷つけ人権を侵害する行為、暴力であるとも言えます。

(ハラスメントの被害には、例えば、無視されることや、嫌な思いをさせられるといったようなことから、性的暴力、子どもへの虐待、人を死に追いやるほどの心への暴力まで、いろいろなケースがあります。)

ハラスメントになるかどうかの基準は、そのことが「相手の意に反しているかどうか」であり、たとえ自分は、そんなつもりで言った(やった)のでもなくとも、相手があることを望んでおらず、不快に感じていれば、ハラスメントになります。

しかし、ハラスメントは、さまざまな「力の差」を背景にして継続的な関係の中で行われることが多く、そのために、被害者がいやだと感じていても明確に拒否することが難しいという側面があります。

□ ハラスメントの種類

ハラスメントには、例えば次のようなものがあります。

- ・セクシュアル・ハラスメント (セクハラ) : 相手や周囲が不

快に感じる性的な言動のことです。(不必要に相手の体に触る、性的な冗談を言う、性差別的な発言を繰り返す、何らかの利益の代償として相手に性的な要求をするなど。犯罪行為であるレイプや強制わいせつといったことも含まれます) セクハラは、男性から女性への言動だけを指すわけではありませんが、男性が指導的な立場に立つことが多い社会では、女性への被害が多く起こっています。

・パワー・ハラスメント (パワハラ) : 組織内の立場や、能力、スキル (技術)、経験の差など何らかの力関係を背景としたいじめや嫌がらせを指す言葉。

・モラル・ハラスメント : 相手を見下す、嘲笑する、見下すしぐさをする、人前で笑いものにする、えこひいきする、欠点をからかうなど、いじめの心理的要素の側面に注目したものです。フランスでは、2002年に企業におけるモラル・ハラスメントを禁止する法律ができています。

実際に起こっている事柄では、上記のようなハラスメントが互いに絡み合っていることも多く、それぞれのハラスメントを切り離して考えることが難しい場合が多いです。

これらのハラスメントをいくつかのケースから具体的に考えてみましょう。

(次に挙げるケースはすべて実際に起こりうる場面を想定して再構成したフィクションです。)

その1 洗礼カウンセリング編

- 牧師 「さあ、洗礼準備会を始めましょう。」
- Aさん 「あの一、先生、私、洗礼のこと実はちょっと迷っているんです。」
- 牧師 「あなたは、私の教えることに疑いを持つのですか？」
- Aさん 「あ、いえ、ただ、もう少し考えてみたいこともあるかな、と思って・・・。」
- 牧師 「それは、あなたの祈りが足りないからそう思うのです。ありのままを受け入れることです。」
- Aさん 「・・・は、はい・・・」

Aさんは、洗礼を迷っている気持ちを牧師に聞いてもらって一緒に考えて欲しかったのですが、牧師から祈りが足りない、と言われ、“努力ができない自分が悪いのだ・・・”と自分を責めてしまいました。

その2 結婚カウンセリング編

- Bさんが、交際相手との結婚の相談に牧師のもとを訪れました。
- Bさん 「あの、実はつきあってる人から結婚の申し込みがあつて一、ちょっと悩んでるんですけど・・・」
- 牧師 「そうですね。それでその方はおいくつ？」
- Bさん 「同じ年です。」
- 牧師 「何年つきあってるの？」
- Bさん 「2年ぐらい」

牧師 「そう、2年。二人のご関係はどこまでいってるの？ご経験は？」

Bさん 「え？は、まあ・・・」

牧師 「あなたたちのこと、ちゃんと理解しておきたいからね。何でも打ち明けてね。」

Bさん 「はあ・・・」

Bさんは、性的な関係まで聞かれて、嫌だな、変だな、という気持ちにはなったけれど、きっと牧師は自分のことを心配して聞いてくれたのだろう、と考えることにしました。

立場を利用して、自分の性的関心から相手のプライバシーに立ち入る言動は、セクシュアル・ハラスメントにあたります。



その3 「主の平和」編

女性の信徒Cさん 「先生っ！主の平和～！！」

(牧師、Cさんに抱きすくめられる。)

この牧師は内心では、やめて欲しいなあ、と思っているのですが、自分が何か言ったら立場的に相手に高圧的に思われないうか、ということが気になって、いやとは言いにくい感じです。

その4 愛餐会編

信徒Dさん 「さあー、皆さん、早く座って座って〜。食前のお祈りが始まりまーす。」

信徒Eさん 「はいはい、若いお嬢さんは、先生の隣り！」

(「若いお嬢さん」と言われてEさんに引っ張って来られたFさん、牧師の横に座らせられる。)

Fさん 「えっ?えっ?」(Fさん、とまどいながら座る)

愛餐会(教会での食事)などで牧師が座の中心に座る、という教会も多いようです。そんな時、「若い女性は花」とばかり本人のとまどいにも関わらず若い女性を引っ張ってくる、ということはありませんか? 逆に「牧師の隣は“長老”のような教会信徒を代表するような人が座る」などと何となく席が決まっていることは?

教会によっては、「牧師は座の中央には座らない」、「牧師は最後に座るようにする」ということにしているところもあるようです。あなたの教会ではどうですか?



その5 幼稚園で・・・

教会の牧師でもある園長先生は、幼稚園の事務職員G子さんに「G子ちゃん、これお願いしますね」と仕事を依頼することが多い。G子さんは牧師を尊敬していますが、“ちゃん”づけで呼ばれるのは一人前に扱われていないようで内心やめて欲しいと思っています。



その6 教育現場で

教会実習中の神学生I子さん。指導牧師は、時々「疲れてない？」と肩を揉みにきたり、すれ違いざま「元気？」と軽く肩や手に触れてきたりします。I子さんは親しさの表れだろうと、あまりいい気はしないものの、いつも笑顔で牧師に接していました。

ある日、実習終了後の時間に、I子さんが今後の進路について牧師の執務室で相談にのってもらっていたところ、牧師が何気なく近づく感じでそばに座り、I子さんの太ももや胸を触ってきました。突然の牧師のふるまいにI子さんは、頭が真っ白になり、声を出すこともできませんでした。

I子さんは、何とかその場を逃れて、やっとの思いで家に帰ってきたものの、自分の身の上で起こったことが信じられませんでした。

した。

翌日、意を決して「あのようなことはやめて欲しい」と牧師に一生懸命伝えましたが、何のこと？というような顔をされました。

I子さんは、友人や親に相談してみましたが、「あの先生がそんなことをなさるはずがない。思い過ごしじゃないのか？」「これから牧師になる大事な時なんだから、ちょっとしたことで騒がない方がいい」「教会の皆さんが心配する」、「牧師も男。I子自身にすきがあったんじゃないのか？」などと言われてI子さんは、「自分も悪かったのかもしれない・・・」「あんなことはたいしたことではない」と思い込もうとしましたが、気持ちはふさぐばかり。

I子さんは、牧師のふるまいはもとより、周囲の反応にも傷つけられ、結局実習を続けられなくなってしまいました。

2009年6月に、正義と平和委員会ジェンダー・プロジェクト、人権担当者、女性デスクで、全教会対象に、教会におけるセクシュアル・ハラスメントのアンケートを実施しました。「教会とセクシュアル・ハラスメント」という言葉を聞いてどのように感じますか」という質問に対して、回答者の75%が選択肢のうちの「教会の中でもセクシュアル・ハラスメントが起こりうると思う」を選んでいました。その理由は次の通り。

教会も一般社会と同じだと思うから	38%
実際に見聞きしたことがあるから	21%
教会は閉鎖性が強いところだから	19%
人間関係が固定的になりやすいから	17%
その他	5%

アンケート
全体の回収
率は約3割
(396名)

教会とセクシュアル・ハラスメント

- 性役割意識、女性を軽く見る意識、それに性的な関心が結びついてセクハラが起こります。教会が、男性が指導的な立場に、女性が補佐的な立場になることが多い場所だとしたら、そこには男性から女性へのハラスメントが起きる土壌がありそうです。

第59（定期）総会期（2012年～2014年）における日本聖公会での意思決定機関の女性の割合

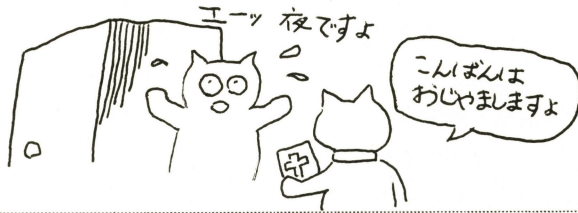
総会で議決権を有する人 （主教議員、聖職・信徒代議員）	総数 55名のうち 女性は6名
常議員	9名のうち女性は1名
管区諸委員	192名のうち女性は30名

- 教会では、長い間、聖書の教えとして「男性優位の秩序は、神の創造の秩序であり、女性は男性に従う存在である」と考えられてきた歴史もあります。女性は弱い存在、秩序を乱す存在、劣っている存在だから教えてあげなければならない、力によってコントロールしてよいという考えは、暴力を容認することに繋がります。



家庭訪問で・・・

Kさんは女性の1人住まい。昼間は仕事で不在となります。時々、教会の牧師が、家庭訪問に来てくれますが、どうしても夜の比較的遅い時間になってしまいます。Kさんは周囲の目も気になり、牧師の家庭訪問を断ろうと思っていますが、「信徒訪問は牧師の大事な務め」と考えている牧師になかなか言い出せません。



その7 有力信徒から牧師

1年前に転任してきた若手のM牧師は、教会委員会などで何か提案しても、信徒のNさんに「あなたは何にもわかっていない」、「牧師のくせにそんなことも知らないのか!」などと皆がいる前で非難されたり、一方的に意見を否定されたりします。M牧師は、最近ではすっかり気持ちが萎縮してしまい、のびのび振舞えない自分を感じています。



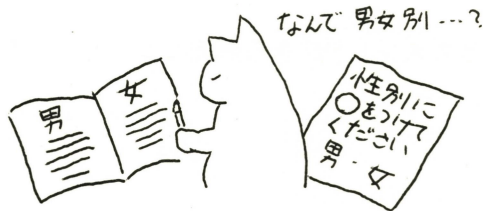
その8 「性別」とは？

小さい頃から日曜学校に通っていたOさん。小さな頃から、何となく自分は他の人と違うというふう感じていましたが、その違和感がなぜなのかわかりませんでした。最近、「性同一性障がい」(*1)のことを取り上げたTVドラマを見ていて、もしかしたら自分もそうだったのでは、と気づき、病院に行くようになりました。教会で、自分の性に関することを言ってもわかってもらえるか不安で、言えないのならもう教会に行くのはやめたほうがいいのかも知れない・・・と、悩み続ける毎日です。

(*1) 性自認が体の性別と一致しない場合の医療上の診断名

これまで「人間の性別は男女2つしかない」と考えられてきましたが、現実の性のありようは多様であると理解されています。

文化的、社会的に聞かされてきたジェンダー（男性、女性といった身体的性差ではなく、「男は男らしく、女は女らしく」「男なら泣くな」「女はかわいければいい。」などのように文化や社会の中でつくられてきた性差）に対して葛藤を感じたり、矛盾を感じたりする性の問題に、真摯に取り組むことが問われています。個体差—それぞれの人がそれぞれらしさを保ちながら、それが性の平等につながってゆくことが望まれます。



その9 モラル・ハラスメント

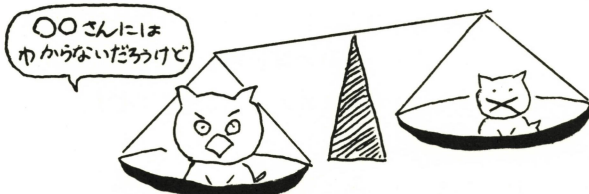
教会が運営する福祉関連の施設で働くことになったRさん。自分の希望していた仕事であり、毎日が楽しく、はりきって仕事をしていましたが、そのうちにどうもチームリーダーのSさんがわざと自分にだけ必要な情報を伝えてくれないらしいことに気づきました。Rさんは自分にも何か悪いところがあるのかも知れないと、ますますがんばって仕事に励みますが、努力は空回りするばかり。Sさんは、職場では、そんなRさんをかばうかのように親切にふるまうのに、Rさんが何かを聞くと無視したりします。Sさんに対するRさんの不信は募る一方ですが、誰かに相談しても「気のせいだ」と言われそうで、なかなか誰にも打ち明けられません。Rさんは、とうとう心身に不調を感じるようになり、仕事も休まざるを得なくなってしまいました。



ハラスメントが起きる原因についてまとめてみると・・・

ハラスメントはなぜ起こる？

力の差の乱用・・・経験、技術、知識や立場など人の持っている力の大きさは人によって違い、そこに差ができます。その力の差をやたらと乱用し、振りかざして使うことで、「支配する者と支配される者」という関係ができてしまい、ハラスメントが起きます。力の差があるところ、どこにでもハラスメントは起こり得ます。



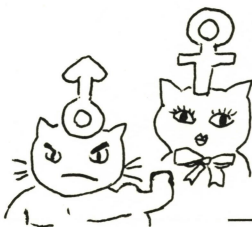
*自分の生活の中で、「力の差」はどんなところに表れているでしょうか？

偏見、差別意識・・・「男は外、女は内」、「女は男を助けるサブの役割」というジェンダー（文化的、社会的につくられてきた性差）意識が、女性を軽く見ることにつながっています。

きみはニコニコしてれば
いいからね



こうあるべき...?



思い込み・・・「この程度のことならOK」、「相手とはいい関係ができていいる」、「相手は、絶対喜んでくれていいる」とこちらは思っている、実は相手の気持ちは違う、ということがあります。



固定観念・・・ステレオタイプ（紋切り型）なものの見方や、「こうでなければならない」と思う自分の価値観を相手に押し付けることでもハラスメントは起こります。


雰囲気・・・日本では、酒の席は無礼講とばかり、セクハラが起こりやすい場所ではないでしょうか。周囲も雰囲気に流され、セクハラ行為を黙認したり、おもしろがったりすることが起きがちでは？




コミュニケーションの方法・・・人がそれぞれ身につけてきた「考え方のくせ」や“役割”、“らしさ”、“ジェンダー”などによってもつられてきた行動パターンが、相手に自分の思いを伝えることを難しくしている場合も多いのではないのでしょうか。

□でもこんな意見も・・・ハラスメントをめぐるさまざまな意見から


その1. なぜ相手の感じ方が基準？



そんなつもりでなかったことまでハラスメントなどと言われるのは、どうも・・・



・・・あの人ならOKでも私がしたらハラスメントって言われるのは、逆に差別されてるみたい・・・



これ以上はハラスメントになる、と誰にでも通用する客観的なルールを決めてくれたら気をつけられるんだけど・・・

人によって感じ方は違います。自分ならささいなことだと思ふことや、平気なことでも、相手にとっては我慢できないほどいやなこともあります。自分が置かれた状況、体調、個人差、性別あるいは、相手との関係性によって感じ方はすべて異なってくるのは当然です。ですから、ハラスメントの「定義」の基準は、「そんなつもりで言った（やった）のではない」「自分」ではなく、された“相手”の感じ方に置かれることになります。

その2. “定義”としては理解できてても・・・

“相手が不快ならハラスメント”なんて基準を広め始めたら、世の中ハラスメントだらけになっちゃうんじゃない？

特に教育現場の中では、ぎりぎりのことを言わないといけないことも実際にはありますよ！



コミュニケーションが希薄だって言われている現代で、そんなことにまで気を使い出したら余計にぎすぎすした世の中になりそう。

ハラスメントは一人ひとり多様な感じ方をする人間の、多様な関係性の中で起こる事柄なので、何がハラスメントになるのかは、起こっている状況の文脈の中で一つひとつ丁寧に自分（たち）で考え、判断していくしかなく、一般化できない応用不可な事柄です。

大切なのは、その中で何が起きているのかを知り、被害を受けている人が声を挙げたくても挙げられない状況を私たちが見過してはいないか？ということに目を向けることだと思います。

「定義」を知った上で、自分たちが当たり前だと思っているコミュニケーションのありよう（言葉だけでなく、態度や“ふるまい方”といったことも含めて）を振り返ってみる必要があるのではないのでしょうか。

□ 「いじめ」や「虐待」、「暴力」という言葉と「ハラスメント」は、どう違うんでしょうか？

辞書を調べると次のように載っています。

「いじめ：自分より弱いものに対して一方的に身体的、心理的攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」
(2004年版現代用語の基礎知識)

「虐待：残酷に取り扱うこと。残虐な待遇」
(小学館版日本国語大辞典 2000年)

「暴力：乱暴な力。無法な力。」(広辞苑第六版)

ハラスメントは英語で、その元の意味 Harassment-harass (動詞)には、「(敵国などを)荒廃させる。繰り返し攻撃して苦しめ邪魔をする。絶えず困らせるまたは悩ます。」

(Webster's Essential English Dictionary) という意味があり、そこから現在の意味に使われているようです。

これらの言葉について、ここできちんと分けて考えるのは困難ですが、今次々と新しく“〇〇ハラスメント”と名づけられていっているものがあることを考えてみると、“ハラスメント”は、これまでの長い人間の歴史の中で、文化や慣習として当然のように存在してきたことであっても、本人にとっては不快であり、絶えず攻撃されているかのように苦痛であること、また、生きる気力を奪われるほどのことでありながら、なかなか人にわかってもらえなかった事柄によりやく名前が付けられてきたものと言えるのかもしれません。

■その他のいろいろなハラスメント

□アカデミック・ハラスメント：

大学など教育、研究の場で、教育・研究上の優越的な立場にある者が行う不適切な言動や待遇のこと。例えば、指導教官から雑用ばかりさせられ研究時間をもらえない、個人のプライバシーに立ち入ってこられるなど。



□アルコール・ハラスメント：

一気飲みの強要など



□インターネットやパソコンメールなどによるハラスメント：

インターネットやメールなどを使って個人情報を勝手にばらまいたり、誹謗中傷したりする行為



□ドクター・ハラスメント：

別の医師に治療の助言を求めようと主治医に相談したら、いきなり怒られる、患者本人の意思を聞かず治療方針を押し付けるなど。

第Ⅱ章 「被害者」・「加害者」・「第三者」になったとき 私たちはどうすればいいのか？

1. あなたがハラスメントの被害を受けたら

ハラスメントの被害に遭った時に考えがちなのは・・・

これくらいのことは我慢し
なくてはならない

こんなことを
訴えても誰も
まじめに聞いて
くれないかも
しれない

わたしの感じ方がお
かしいのか？



相手は、悪意で
はなかったかも
しれない

赦せないわたし
に問題があるの
だろうか

・・・というようなことではないでしょうか。

特に信仰を持っている人にとっては、「愛しあいなさい」「従いなさい」「仕えなさい」「赦しなさい」という言葉に反するようなことをするのはとても難しく、このことが、被害者であるあなたを沈黙させて、相手を批判してはならないというジレンマに陥らせませす。でもそうではないのです。

I章の「定義」にあるように、大事なことは、あなた自身がどう感じているかです。ハラスメントの被害に遭ってしまったら、まず大切なのは、あなたが置かれている状況を冷静な目で客観的に把握することです。被害者が非難されるような、あるいは我慢をさせられるような「常識」は、変えていかなければなりません。まず何よりも自分を守ることを第一に考えましょう。

□ここに留めたいこと

■認識すること・・・これがハラスメントであるとまず認識すること。

■相談すること・・・

- ・ 一人で悩まないで、信頼できる人に相談します。
- ・ 教区に相談窓口があるかどうか問い合わせ、その相談窓口被害状況を伝え、救済と問題の解決を求めます。
- ・ 公的機関（労働相談センターなどの）でも相談にのってくれます。各地のNPO組織に相談することもできます。

■一緒に・・・ハラスメントの加害者が、「謝罪するから会いたい」と言ってきた時、二人だけで会わず信頼できる人と一緒に会いましょう。

■記録すること・・・

状況を客観的に把握するために、被害の事実を記録することはとても有効です。記録する行為によって、あなた自身の気持ちの整理ができます。また、専門家に相談する場合には正確な事実経過を示すことができますし、万一訴訟になった時にも証拠になります。つらいことですが、できるかぎり具体的に状況を描写するようにして書きとめておきましょう。

■意思表示すること

「やめてほしい」と相手にはっきり意思表示しましょう。メモを書いて渡す、信頼できる人に一緒に行ってもらえるなどの方法で伝えます。

（ただし被害者が直接対峙することは困難なことが多いものです。直接の意思表示ができなかったとしても、あなたが悪いわけはありません。）

■その場から逃げる（離れる）・・・取りあえずこのことに向き合わず逃げることも選択の一つです。

*ハラスメントを受けたショックでPTSD(注)に陥った場合は、心理カウンセラー、臨床心理士、精神科医などに相談します。暴力などをふるわれての怪我や、精神的な後遺症を発症している場合は、医師の診断書を用意します。

(注) PTSD 心的外傷後ストレス障害(自然災害、戦争体験、人質事件・強姦事件の被害者、脅迫や嫌がらせ、いじめ・無視・中傷を受けた人などが、その事件の後も続いて症状が表れる精神障害)

*ハラスメントを長期間受けていて、相談窓口相談したり、申し立てを行っても、解決の糸口が見出せないようなら、こういったことに詳しい弁護士に相談することを考えてみてください。

2. あなたが訴えられたら

もし、あなたが誰かから「ハラスメントを受けた」と訴えられたら、たとえ自分では、誤解だ、愛情表現なのに、と思ったとしても、まずは、相手の苦情や訴えの内容をじっくりと聞き、相手の立場になって次のようなことを考えてみてください。

- 相手には自分の言動が迷惑であり、圧力や「脅し」と受け取られたのではないか？
- 相手のことを、女性だから、若いから、目下のものだからと軽く見ていなかったか？
- 「ノー」を言いにくい相手に対して、自分の欲求を押しつかけたり、勝手な言動をしたりしなかったか？
- 不当な評価をしていないか？
- 同じ言動を自分の大切な人にできるだろうか？

そしてあなたの言動がどれほどその人を傷つけたかを反省し、誠実に謝罪し、今後誤解を与えるようなことは一切しないと約束してください。

あなたが「あれくらいのこと」と感じていることが、被害者を自死に追い詰めることもないとは言えません。「そんなつもりはなかった」という発言も、勇気を持って訴えた被害者をより一層傷つけることがあります。あなたは、相手の尊厳の回復のためにできる限りのことをしましょう。

□ 「謝罪」を考える

被害者は、加害者から口先だけの謝罪ではなく、自分の行為のどこが相手を傷つけたのかを理解した上で謝罪してもらうことを望んでいます。あなたは、加害を認めてしまうことで、それまでの自分の全てが否定されてしまうのではないかと、恐れや不安を持っているかもしれませんが、自分の言動に向き合うことが、本当の自分を取り戻すことでもあるのではないのでしょうか。



「傷つけたのなら謝ります」は「私は悪いとは思わないけれど、謝れば、あなたが満足するなら謝りますよ」あるいは、「自分は悪くないけど、それであなたが勝手に傷ついたのだ」という言い換えにも受け取られます。これでは新たな攻撃になる可能性があります。

- ・自分の地位や権力を利用して相手を言い伏せ、泣き寝入りさせようとするのは、法的責任や損害賠償を問われることにもなります。
- ・なお、相手の訴えがどうしても納得できない、曲解されている、相手の謝罪要求がとて受け入れられないという場合は、弁護士などに相談し、解決に協力してもらうのも良いでしょう。その場合も相手を辛い立場に追いやったり、その人の悪口を触れ回ったり非難するようなことがないように、十分に注意してください。

3. ハラスメントの被害相談を受けたら

ハラスメントの被害者は、その程度に関わらず、自尊心を深く傷つけられています。

このようなことをされるのは、何か自分にも落ち度があったからだろうか？

はっきり嫌だといえばこんなことにならなかったのでは？

被害者は自分を責め、自己嫌悪に陥り、不安定な心理状態に追い込まれます。そのような被害者が相談に来た時、あなたは十分に注意して対応する必要があります。例えば次のような言葉はセカンド・ハラスメント（*）や加害の隠蔽につながります。

「向こうが悪いのだろうけれど、客観的証拠がない」
「あなたにも問題があったのではないか」
「人間は所詮弱いものだから」
「そんな不穏な訴えはやめたほうがいい。もっと穏やかに。」
「すべてを水に流せば楽になるよ。」
「あの人に限ってそんなことをなさるはずがない。」
「そんなに深刻に悩むほどのことではない。」
「被害者意識が強すぎるのではないの？」

被害者に生きる力を取り戻させるため、少しでも前向きに事態を解決するためには～少なくとも改善するためには、ためらっている被害者に、自覚を促し、言葉にする勇気を持ってもらう。そのためには、誰かの無条件の支えが必要です。本当に信頼される人になるためには、被害者を裁くことなく、中立という態度でもなく、いつでも役に立とうとそばに寄り添うことが大切です。相談を受けたあなたは、相談者の苦しみに無関心ではないことを伝えましょう。

(*) セカンドハラスメント

ハラスメントの被害を申し出たことに対して、事件の状況を聞かれた時、それに答えることで、被害者に忌まわしい事件を思い出させ、精神的に苦痛を感じさせることをセカンドハラスメント（第2の加害）と言います。最近では、それだけでなく問題を提起したことで受ける、さまざまな嫌がらせや発言も、セカンドハラスメントと定義するようになりました。ハラスメントがどういう言動を指すのかを認識できていない加害者や同調する周りの発言は、セカンドハラスメントに当たります。

■ 相談を受けるとき心に留めたいこと

- 「よく相談に来てくれました。」・・・相談者（被害者）は誰にも相談できない中をあなたの所に来ています。（ハラスメントの加害者は、人前では、被害者に通常の振る舞い、話しかけをするため、周囲はハラスメントが起きている状況を気づけない場合も多いのです）相談者の置かれた状況を理解し、勇気を出して話しに来てくれた相談者を迎えてください。
- 聴く・・・相談者の話を、先入観を持たず、感情や考えをそのままに、気持ちに寄り添って受け止めます。
- 聖句を用いるのも相談者にとっては、時には攻撃になります。「愛はすべてを耐える」を用いて我慢をしなさい、と説得などされたら、被害者は相談できなくなってしまう。
- 相談者の意思を確かめる・・・相談者（被害者）自身はどうしたいのか、よく確かめることです。相談者のために良いと思ってしたことが、かえって相談者を傷つけてしまうことがあります。決定するのは、相談者自身です。
- 情報提供・・・どういう方法があるか、どういう相談窓口があるか、などの情報を提供します。思い込みによる不正確な情報や助言は混乱のもとになります。またあなたの考えを押し付けないように注意が必要です。

- 相談者と一緒に・・・相談者（被害者）と一緒に相談窓口に行くなど、相談者が望むことはできる限りの協力をしましょう。
- 守秘・・・相談者の了解を得ない限り、知りえた情報は絶対にほかの人に漏らしてはいけません。たとえ共通の友人、家族であっても不用意に話してはいけません。
- 迅速に・・・頼まれたこと、約束したことは迅速に行い、結果を早急に相談者本人に伝え、その後の対応を相談します。
- 専門家につなげる・・・もしあなた自身がどうしてよいか解らなくなった場合、ひとりで抱え込まずに、正直な気持ちを本人に伝え、専門家を紹介するなどしてつなげていくことも大事です。

4. ハラスメントを見聞きしたら

- 傍観者にならない・・・「そういうことはやめなさい」とひとこと言いましょう。目撃した人は被害者の証人になることができます。相談窓口のところへ同行することも一つの方法です。加害者に同調する周囲の言動は、人権侵害行為を助長する恐れがあります。また見てみぬふりをする行為は、被害者を孤立させます。
- あなたも相談窓口にご相談することができます・・・被害者は勿論ですが、見聞きした人も相談窓口で相談することができます。あなたの勇気と問題提起が状況の改善につながります。

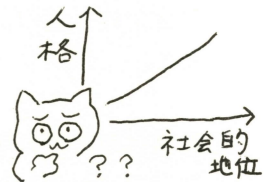
□被害者本人の意思が大事・・・ハラスメント被害者のためにと
考えたことでも、手段や方法を誤れば新たなハラスメントが起
きる場合もあります。被害者が特定され、多くの人に周知され
てしまうことになったり、別の新たな被害者を生み出すことにな
ったりする場合もあります。どんなことでも、まず被害者本人
の意思が大事です。

私たちが陥りやすい落とし穴

「社会的地位が高い人ほど人格的にも優れている」？

加害者が権力を有する人である時、一般
に、社会的地位が高いほど人格的にも優
れているという思い込みが深く浸透して
いるのではないのでしょうか。

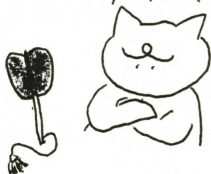
これをすぐに変えていくことは難しいか？
もしれませんが、社会的地位にとらわれ
ずに、物事を判断するようにしたいものです。



喧嘩両成敗？

日本では「喧嘩両成敗」という
言葉があるように、被害者にも
問題があるかのように言われる
ことがあります。ハラスメン
トは権力を背景にした一方的な
もので、対等な喧嘩ではありません。

ハラスメントは
ケンカじゃないよ



第三章 ハラスメントを教会全体で防止していくために

「わたしの教会には、ハラスメントはない」と言う声を聞くことがあります。このことは問題が存在しないことを証明することにはなりません。むしろ教会において、被害を受けている人が声を挙げたくても挙げられない状況をわたしたち自身が作り出していないか、ということをもまず考えてみましょう。

大事なことはハラスメントを起こさないこと、起こっていることに気づけること、そして勇気を持って声をあげてくれた人に応答できる共同体になることではないでしょうか。そのために教会全体でどのようなことができるのか、考えてみたいと思います。

□意識化のための学び

教会で学習会などの機会を持ち、学びを通して「ハラスメントは人権侵害」ということに気づく（意識化する）ことや、「自分の力が他者の上にどのように働いているか」を自覚することが大切です。

子どもへの性的虐待などの犯罪は言うに及ばず、一つの大きな出来事を起こす土壌にある文化や慣習と言ったものに潜む偏見や差別意識、あるいは無自覚さと言ったものまで含めたあらゆる形の暴力や人権侵害について、一人ひとりの経験を材料に（もちろん言いたくないことは言わなくていいのですが）考え、言葉にしていく作業をみんなでやっていくことが大切です。

聖書テキストの学びと私たち

長い間、聖書は「神の言葉」として、牧師や神学を学んだ人から一方的に「教えていただく」ものとして学ぶことが多かったのではないのでしょうか。その中で、例えば「赦し」や「和解」という言葉を私たちは、どのように理解し、用いてきたのでしょうか。

同じ言葉で、ハラスメントの被害者が犠牲を強いられたり、共同体の中で被害が隠されたりしてきたとすれば、私たちはそのことをどう考えればいいのでしょうか。

今生きている歴史の中で、その場所で、自分自身にとって何が良い知らせなのか、教会や共同体に向けられた神のメッセージは何なのかを、互いに自由に聴きあったり、率直に疑問を出し合ったりできるような新しい意識的な学び方が求められています。



□相談の道筋をつくる

京都教区で起こった性的虐待の事件では、被害者からの訴えが取り上げられず牧師の言い分だけが一方的に聞かれ、十分な調査も行われず、被害者は裁判に訴えるしかありませんでした。被害者の訴えが聞かれなかった背景には、教会の中に男性：女

性、司祭：信徒、多数：少数などさまざまな形で、その関係性の中に（意識的、無意識的にせよ）「力の差」による支配が働いていたことが当該教区の調査によって検証されています。

この経験に学べば、誰でも安心して相談できる窓口を置き、相談に乗り、相談者が望めば、その訴えに基づいて事実確認を公平に行い、解決に向けた働きかけが迅速に行えるシステムが必要です。

□より良いコミュニケーション文化に向けて

同時に、教会の中で何かあれば率直に伝えたり、相談し合えたりできる人間関係を、私たちはどうやってつくっていくことができるでしょうか。アサーティブなコミュニケーション（次頁参照）は一つのヒントになるかも知れません。

日本の「以心伝心」コミュニケーション文化、慣習の中に分かり難く入り込んでいる「男は男らしく」「女は女らしく」のジェンダー意識など、思い込みや偏見を越えて、新しい文化をつくっていくことが求められています。

あなたの教会では、ハラスメント防止のために
どんなことができるでしょうか？



より良いコミュニケーションを考える

アサーティブな表現を身につける

アサーティブ (assertive) とは、自分の考えや気持ちなどを、自分と相手の気持ちを大切にしながら、その場にあった方法で、率直に明確に伝えるコミュニケーションの方法です。

1970年代の人権擁護思想と女性解放の理論を土台として発展してきました。「女性の権利は人権である」という新しい考えは、それまで「セカンド」として自分を誰かの次においてきた女性たちに、自分のことは自分で決めていい、という選択肢に気づかせましたが、自分が自分らしくあるためには、自分の言いたいことを率直に伝えることができるコミュニケーションの方法が必要でした。長年身につけた習慣や態度(コミュニケーションパターン)を変えるのは簡単なことではなく、練習が必要です。それがアサーティブトレーニングです。トレーニングでは、実践的なロールプレイを繰り返しながら、自分の要求と感情を適切に表現する方法を少しずつ身につけていきます。現在では世界に広がり、日本においても女性センターや企業内研修、医療スタッフの研修など広く活用されています。

<アサーティブの4つの柱>

誠実さ・・・うそをつかない

率直さ・・・まわりくどくない

対等さ・・・自分を卑下しない、相手を見下さない

自己責任・・・自分の選択に対して責任を持つ

第IV章 教会・福音・ハラスメント

教会でなぜハラスメントを取り上げるのか、信仰の交わりの中である教会でハラスメントなどを取り上げるのはすぐわない、という声を聞くことがあります。けれども実際に、教会とその周りにはハラスメントで苦しんできた人たちがいます。今も、あるはずがないと思っているそのそばで、だれかが苦しんでいるかもしれません。

2005年、京都教区ではひとりの元牧師が、子どもに対する性的虐待（セクシュアル・ハラスメント）を問われて退職しました。これは特殊な例であるとして、簡単に片付けることはできません。教会をはじめキリスト教関連のさまざまな場所で、不均衡な（対等でない）力関係に基づく圧迫、いじめ、力の支配に苦しんでいる人々があるのに、私たちはそれに気づかないことが多いのではないのでしょうか。

私たちの信仰のよりどころ、また指針である聖書には、ハラスメントについて何かが語られているのでしょうか。それを探ってみたいと思います。まず注目したいのは、「虐げる者」という言葉が祈禱書の詩編の中に出て来ることです。

「主よ、悪い人からわたしを救い // 虐げる者から救ってください」詩編 140 : 1

「わたしの叫びに心をとめてください。わたしは打ちひしがれている // 虐げる者から救ってください。彼らはわたしよりはるか

に強い」142：6

この祈りをささげた人の苦しみの具体的な内容はわかりません。けれども、ここに私たちがハラスメントに苦しむ人の訴えを私たちが聞いたとしても間違いではありません。むしろ私たちは聖書の中に、ハラスメント被害者のうめきや叫びを聞くべきではないでしょうか。

新共同訳聖書の詩編には、次のような神の声が響いています。

「主は言われます。

『虐げに苦しむ者と呻っている貧しい者のために
今、わたしは立ち上がり、彼らがあえぎ望む救いを与えよう。』

12:6

虐げに苦しむ者のために自ら立ち上がると言われる神が、私たちの信じる神です。すぐに「愛」や「赦し」「和解」とは言われな
いのです。このことは聖書のメッセージの一部に過ぎないのではなく、その中核をなしています。旧約聖書の根幹とも言うべき箇所、イスラエルの民の出エジプトの始まりを確かめてみましょう。

「エジプト人はそこで、イスラエルの人々の上に強制労働の監督を置き、重労働を課して虐待した。イスラエルの人々はファラオの物資貯蔵の町、ピトムとラメセスを建設した。しかし、虐待されればされるほど彼らは増え広がったので、エジプト人はますますイスラエルの人々を嫌悪し、イスラエルの人々を酷使し、粘土こね、れんが焼き、あらゆる農作業などの重労働によって彼らの

生活を脅かした。彼らが従事した労働はいずれも過酷を極めた。」
出エジプト記 1 : 11 - 14

この虐待の現実を神は無視せず、救おうとして行動を開始されます。主はモーセにこう言われます。

「わたしは、エジプトにいるわたしの民の苦しみをつぶさに見、
追い使う者のゆえに叫ぶ彼らの叫び声を聞き、その痛みを知った。」出エジプト記 3 : 7

神はその現実をご自分の目で見、ご自分の耳で聞き、その痛みをはっきりと認識したと言われます。そして苦しむ人々を救い出すことを宣言されるのです。

「それゆえ、わたしは降って行き、エジプト人の手から彼らを救い出し、この国から、広々としたすばらしい土地、乳と蜜の流れる土地……へ彼らを導き上る」 3 : 7 - 8

聖書の神は、虐げる者と虐げられる者がいるとき、その間で中立を保つのではなく、虐げられた人々の側（がわ）に立って行動を開始されます。これが旧約聖書の中心とも言うべき出エジプトの出来事の始まりです。この神の行動のために召されたのがモーセでした。

モーセについて新約聖書にはこう書かれています。

「信仰によって、モーセは成人したとき、ファラオの王女の子と呼ばれることを拒んで、はかない罪の楽しみにふけるよりは、神の民と共に虐待される方を選び、キリストのゆえに受けるあざけりをエジプトの財宝よりまさる富と考えました。」ヘブライ 11:24

「神の民と共に虐待される方を選ぶ」。これが信仰の人の典型とされています。忍耐しつつ解放を渴望し、行動を開始したのがモーセでした。この言葉を、忍従や黙認を勧めているものと理解すると聖書の文脈を読み間違えることになります。

ハラスメントは人の人格を踏みにじる行為です。詩編第 56 編からも苦しむ人の訴えが聞こえます。

「神よ、わたしを憐れんでください。
わたしは人に踏みにじられています。
戦いを挑む者が絶えることなくわたしを虐げ
陥れようとする者が、絶えることなくわたしを踏みにじます。」
56 : 2 - 3

「恐れをいだくとき、わたしはあなたに依り頼みます。
神の御言葉を賛美します。

神に依り頼めば恐れはありません。

肉にすぎない者が、わたしに何をなしえましょう。」 56:4 - 5

被害者は神を頼りとしています。神の支えと守りなしには自分がつぶれてしまう危機の中にあるのです。

「あなたはわたしの嘆きを数えられたはずです。
あなたの記録に、それが載っているではありませんか。あなたの革袋にわたしの涙を蓄えてください。」 56:9

神は、虐げられている人の嘆きをひとつひとつ数えておられる。ひとつひとつの苦しみを具体的に神は知り、ご自分のうちに刻んでおられるはずです。

「あなたは死からわたしの魂を救い
突き落とされようとしたわたしの足を救い
命の光の中に、神の御前を歩かせてくださいます。」 56:14

死に瀕した人が、神の救いにすがっています。ハラメントは、
場合によっては魂を殺すほどの行為です。

ここで「突き落とされようとした」と言われていることに注意
しましょう。

イエスは故郷ナザレの会堂礼拝に出席し、聖書を朗読し、説教
されました。それは人々の驚きと賞賛を引き起こしました。しか
しイエスが人々の誤りを指摘されたとき、人々の態度は激変しま
す。

「これを聞いた会堂内の人々は皆憤慨し、総立ちになって、イエ
スを町の外へ追い出し、町が建っている山の崖まで連れて行き、
突き落とそうとした。」 ルカ 4:28 - 29

詩編の作者と同様に、イエスは実際に山の崖から突き落とされ
ようとしたのです。

「しかし、イエスは人々の間を通り抜けて立ち去られた。」 4:30
立ち去ること、被害の場から逃げることの大切さも思わされま
す。

イエスは、18年間も腰が曲がったまま、どうしても伸ばすこと
ができなかった女の人に手を置いて癒されました。安息日の律法
違反であるとして腹を立てた会堂長に対して、イエスはこう言わ
れました。

「この女はアブラハムの娘なのに、十八年もの間サタンに縛られ
ていたのだ。」 ルカ 13:16

ハラスメントは人を縛り付け、身動きできなくさせる支配です。大胆な言い方が許されるなら、イエスはハラスメントの被害者であり、同時にハラスメントからの解放者です。

しかし聖書はまた、加害者の新生の道も指し示しています。創世記には人類最初の殺人事件が記されています。弟アベルを殺したカインは、神から問われたとき、このように言いました。

「わたしの罪は重すぎて負いきれません。今日、あなたがわたしをこの土地から追放なさり、わたしが御顔から隠されて、地上をさまよい、さすらう者となってしまえば、わたしに会う者はだれであれ、わたしを殺すでしょう。」創世記 4 : 13 - 14

この続きはこう書かれています。

「主はカインに言われた。『いや、それゆえカインを殺す者は、だれであれ七倍の復讐を受けるであろう。』主はカインに出会う者がだれも彼を撃つことのないように、カインにするしを付けられた。」4 : 15

カインが責任を自覚して絶望したとき、神はカインに新しく生きる道を開かれました。

大斎始日(灰の水曜日)の特祷で私たちは次のように祈ります。
「永遠にいます全能の神よ、あなたは造られたものを一つも憎まず、悔い改めるすべての罪人を赦してください。どうかわたしたちのうちに悔い改めの心を新たに起こしてください。わたしたちが罪を悲しみ、その災いを悟り、完全な赦しと平安にあずかることができますように、主イエス・キリストによってお願いいたします。アーメン」

私たちはだれもが加害者になる可能性があります。この祈りは、加害の痛みの中でこそ切実なものとなり、また力となるものではないでしょうか。悔い改めは、誤りと責任の認識と一体であり、また償いへと促します。

「み国が来ますように」

主の祈りで繰り返し祈るように、私たちは「神の国」が地上に実現することを願い求めています。愛と正義と平和の満ちる神の国の実現は、主イエスがそのために生き、そのために死んで復活された切なる願いです。教会はこの願いのために集められ、この目的のために結び合わされています。ハラスメントはイエスが願われなかったもの、それをなくそうとされたものです。

ナザレの会堂礼拝でイエスが朗読し、説教されたメッセージを思い返してみましよう。

「主の霊がわたしの上におられる。
貧しい人に福音を告げ知らせるために、
主がわたしに油を注がれたからである。
主がわたしを遣わされたのは、
捕らわれている人に解放を、
目の見えない人に視力の回復を告げ、
圧迫されている人を自由にし、
主の恵みの年を告げるためである。」ルカ 4：18 - 19

ハラスメントをなくし、お互いに生かし合う関係を築くための祈りと努力をとおして、「主の恵みの年を告げる」喜びを共にし、また世界にそれを広げていく私たちでありたいと願います。

付記 各教区の相談窓口等

(2013年3月現在)

日本聖公会では、京都教区で起きた性的虐待事件をきっかけに、各教区でハラスメント防止のための仕組みづくりを始めています。ここでは、現在、相談窓口を設置している教区の相談方法などを記載しています。いずれの場合も相談者のプライバシーを尊重し、相談内容の秘密は守られます。

() 内は窓口を置いている教区の担当部署

□北海道教区（北海道教区ハラスメント防止委員会）

相談のお申し込みには、各教会備え付けの「相談申込書」をご使用いただき、以下にお送りください。

〒001-0015 札幌市北区北15条西5丁目1-12

日本聖公会北海道教区事務所内相談窓口

□東京教区（東京教区ハラスメント防止委員会）

相談方法：電話による申込み（電話を使えない方はメールでお知らせいただくこともできます）受付後、ご希望の相談員があらためて電話・メール等でご相談に応じます。

相談申込み先の電話番号や詳しい相談方法などについては、各教会に置いているリーフレット『ハラスメントのない教会に向けて 加害者・被害者にならないために』に挟んでいる紙片に記載していますのでそちらをご覧ください。

リーフレット送付のご希望は、東京教区事務所（〒105-0011 東京都港区芝公園3-6-18）宛にお願い致します。

□横浜教区（横浜教区ハラスメント防止委員会）

各教会に置いてある「ハラスメント相談申込用紙」をお使いいただくか横浜教区のホームページ <http://anglican.jp/yokohama/> から相談申込用紙のフォーマットをダウンロードして必要事項をご記入の上、以下の宛先に郵送してください。

〒221 - 0852 横浜市神奈川区三ツ沢下町 14 - 57

日本聖公会横浜教区教務所

横浜教区ハラスメント防止委員会（親展）宛

□京都教区（京都教区ハラスメント防止委員会）

ご相談の申し込みの方法は3つあります。

(1) 電話で申し込む・・・外部相談窓口の「葵橋ファミリー・クリニック」に電話で相談を申し込んでください。（京都教区のハラスメント防止相談であることを伝えてください。匿名可）

TEL 075 - 431 - 9150

（京都市上京区烏丸通下立売上る桜鶴円町 376）

月・火・木・土 午前 10 時～午後 5 時

水・金 午後 2 時～午後 8 時

(2) メールで申し込む・・・当防止委員会のホームページの相談申し込み欄に記入してメール送信してください。

<http://www.nskk.org/kyoto/stopharassment/>

(3) 手紙で申し込む・・・各個教会配布の相談申込書、または当防止委員会のホームページからダウンロードした申込書に内容を記入して、当防止委員会宛に郵送してください。

宛先 〒602-8011 京都市上京区烏丸通下立売上る桜鶴円町 380

日本聖公会京都教区教務所内 ハラスメント防止委員会

□大阪教区（大阪教区 牧会支援委員会）

—だれもがほっとできる居場所をめざして—

相談窓口

F a x : 0 2 0 - 4 6 6 9 - 9 1 5 5

メール : bokkaisien@gmail.com

電 話 : 0 5 0 - 5 5 3 2 - 8 0 4 4

（留守電の受付なので、出来るだけF a xかメールでご連絡ください。）

申込み後、こちらから連絡させていただきます。本人名、教会名、年齢、連絡先、相談したい事をお伝えください。

□神戸教区（神戸教区ハラスメント対策委員会）

各教会に配布しているハラスメント相談ガイドリーフレットに記載している相談員連絡先の電話またはメールアドレスにご連絡ください。

□九州教区（九州教区ハラスメント防止委員会）

ご相談は、電話または文書でお申し込みください。

相談窓口電話番号 080 - 2711 - 1225

郵送の場合の宛先

（相談申込書は各教会、教区事務所に置いています）

〒810 - 0045 福岡市中央区草香江2 - 9 - 22

九州教区事務所

九州教区ハラスメント防止委員会宛

参考 1 その他の相談窓口

□法務局 人権相談 (法務省ホームページからの抜粋)

(平日 8:30~17:15)

- ・みんなの人権 110 番 0570 - 003 - 110 (全国統一番号。
統一番号は最寄りの法務局に接続)
PHS、IP電話等からは利用できない場合があります。
その場合は、各地方方法務局の電話番号をご利用ください。
- ・女性の人権ホットライン (全国共通ナビダイヤル)
0570 - 070 - 810 (配偶者・パートナーからの暴力やセク
シュアル・ハラスメント等、女性の人権問題に関する専用
相談電話です)
- ・子どもの人権 110 番 (全国共通フリーダイヤル)
0120 - 007 - 110 (「いじめ」、虐待など、子どもの人権問
題に関する専用相談電話です)

(この他、インターネットによる人権相談窓口や、携帯から相談を受けられる方法もあります。)

参照 法務省ホームページ

<http://www.moj.-go/JINKEN/jinken20.htm>

□性暴力救援センター・大阪 SACHICO

2010年に阪南中央病院内に開設された、性暴力による被害者を対象にした総合的な支援センター。

24時間ホットライン 072 - 330-0799

ホームページ <http://www.sachico.jp/>

参考 2 インターネットによる人権侵害について

政府広報オンライン

<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/200808/3.html>

より抜粋

インターネットはコミュニケーションの輪を広げる便利な道具ですが、一方で、インターネットにより他人の人権を侵害する事件（人権侵犯事件）が発生しています。

インターネットでは、いったん掲示板などに書き込みを行うと、その内容がすぐに広まってしまいます。また、その書き込みをネット上から完全に消すことは容易ではありません。誹謗中傷や他人に知られたくない事実、個人情報などが不特定多数の人々の目にさらされ、そのような情報を書き込まれた人の尊厳を傷つけ、社会的評価を低下させてしまうなど、被害の回復が困難なほど重大な損害を与える危険があります。また、このような人権侵害は、名誉毀損の罪に問われることもあります。

被害を受けたら・・・

（書き込まれた先が）掲示板や SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）であれば、被害者は、その運営者（管理人）に削除を求めることができます。

さらに「プロバイダ責任制限法」（※）という法律などにより、被害者は、プロバイダやサーバの管理・運営者などに対し、人権侵害情報の発信者（掲示板や SNS などに書き込んだ人）の情報の開示を請求したり、人権侵害情報の削除を依頼したりすることができるようになっていきます。

被害者自らが削除を求めることが困難な場合は、法務省の人権擁護機関である全国の法務局およびその支局（以下、「法務局」といいます）にご相談ください。

* 開示請求や削除依頼は、証拠として保存するために、メールや文書で行うようにしましょう。ただし、掲示板などに直接削除依頼を書き込むことは、掲示板上の議論に巻き込まれたりすることがあるので、注意が必要です。

（※）プロバイダ責任制限法＝「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」

—インターネット上の人権侵害を防ぐために—

- ・ 他人を誹謗中傷する内容を書き込まない
- ・ 差別的な発言を書き込まない
- ・ 安易にあいまいな情報を書き込まない
- ・ 他人のプライバシーに関わる情報を書き込まない
- ・ 書き込みが不特定多数の人に見られる可能性があるということを意識する

参考文献

- 青木孝監修『セクシュアルハラスメントをしない、させないための防止マニュアル』小学館 2007年
- マリー＝フランス・イルゴイエヌ 高野優訳『モラル・ハラスメント』紀伊国屋書店 1999年
- カトリック子どもと女性の権利擁護のためのデスク編集『セクシュアル・ハラスメントに気づくことから』カトリック中央協議会社会福音化推進部 2006年
- カリタスジャパン全国社会福祉活動推進部編集『虐待・暴力と福音』カトリック中央協議会 2008年
- 香山リカ『知らずに他人を傷つける人たち』ベスト新書 2007年
- こころのサポートセンター・ウイズ『モラル・ハラスメント—外から見て分かりにくい心への暴力』改訂版 2004年
- 子どもと女性の権利擁護のためのデスク『教会が子どもの権利を守るために性的暴力への対応の手引き』カトリック中央協議会社会福音化推進部 2009年
- 周藤由美子・ウイメンズカウンセリング京都『疑問スッキリ！セクハラ相談の基本と実際』2007年
- 特定非営利活動法人アサーティブジャパン『支援者のためのアサーティブコミュニケーション』2009年
- 日本聖公会管区事務所『教会におけるハラスメントを防止するために』2007年
- 日本バプテスト連盟性差別問題特別委員会『「らしさ」を越えて ジェンダー・性暴力と教会』2009年
- 山口里子 『新しい聖書の学び』新教出版社 2009年
- 養父知美・牟田和江 『知っていますか？セクシュアル・ハラスメント —

問一答第3版』解放出版社 2004年

編集後記に代えて

この冊子の作成と発行にあたっては 2008 年度世界祈祷日献金からの助成をいただきました。また表紙カット使用に際しましては、石川治子さんに画集『encuentro』（1982）より「復活」を使わせていただくことをご快諾いただきました。このほかにも多くの皆様方のご協力をいただきました。ありがとうございました。

（自分自身も含め）私たちが、偏見や思い込みの意識から解放され、すべての人と対等な一人ひとりとして、共に分かち合う文化をつくっていけますように。この冊子が、その歩みを進める 1 歩として用いられますように。

（執筆者一同）

自分を愛するように
教会におけるハラスメントを防止するために
2013年3月15日発行

編集 日本聖公会 女性に関する課題の担当者、ハラスメント防止
教材づくりのための協働プロジェクトチーム

表紙カット 石川治子

発行者 日本聖公会管区事務所

〒162 - 0805 東京都新宿区矢来町 65 番地

TEL 03-5228-3171

印刷 誠文社印刷 (和歌山県田辺市秋津町 227 - 37)